介護保険制度のしくみ

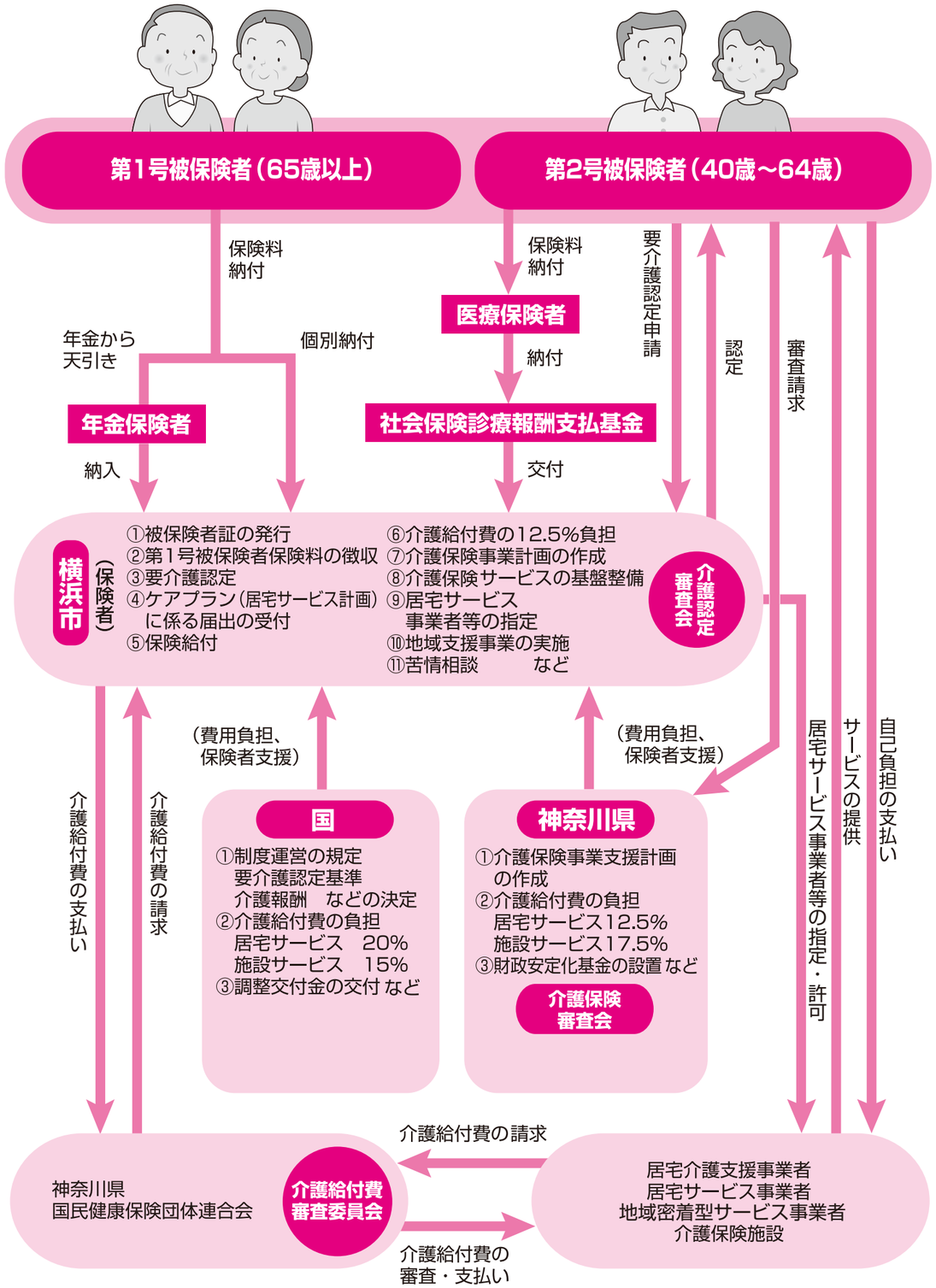

介護保険の対象者

65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳に達したとき（誕生日の前日）に、第1号被保険者となります。
介護が必要なときは、原因を問わず要介護（支援）認定等を経て介護保険サービスが利用できます。

介護保険証の交付

65歳の誕生日の前に介護保険被保険者証（介護保険証）をお送りします。

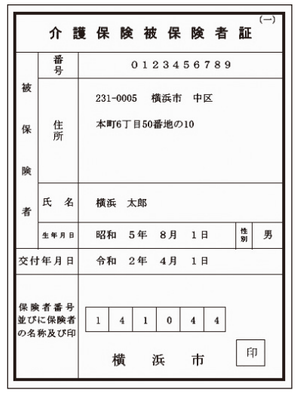
介護保険被保険者証　(一)

被保険者	番号	0123456789
	住所	231-0005　横浜市　中区 本町6丁目50番地の10
	氏名	横浜　太郎
	生年月日	昭和　5年　8月　1日　性別　男
交付年月日		令和　2年　4月　1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印		1 4 1 0 4 4 横　浜　市　印

届　出

次のような場合には、区役所保険年金課に届出をしてください。

- ●他市町村から転入してきたとき、または他市町村に転出するとき
- ●住所や氏名等が変わったとき
- ●介護保険証を無くしたり、汚してしまったとき
- ●被保険者本人が亡くなったとき
- ●生活保護等を受給したとき（または受給しなくなったとき）
- ●市外の介護保険施設等に入所（入居）して住所を異動したとき（※1）

※1　介護保険施設等に入所（入居）している方の特例について（住所地特例）

横浜市の介護保険に加入している方（被保険者）が、他市町村に所在する以下の施設等への入所（入居）に伴い、住所を異動した場合には、施設等所在地の市町村ではなく、引き続き横浜市の被保険者となります。

〈住所地特例の該当となる施設等〉

- ●特別養護老人ホーム　●介護老人保健施設　●介護療養型医療施設　●介護医療院
- ●有料老人ホーム　●軽費老人ホーム　●養護老人ホーム
- ●サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの

40歳～64歳の医療保険加入の方（第2号被保険者）

40歳～64歳で医療保険に加入している方が、第2号被保険者になります。
加齢に伴って生ずる病気(※2)が原因で介護が必要な状態となったときに限って、要介護（支援）認定を経て介護保険サービスが利用できます。

介護保険証の交付

要介護（支援）認定を受けた方と交付を希望する方に発行されます。

※2　第2号被保険者が介護保険のサービスを利用できる特定疾病

次の16種類を国が指定しています。

①がん（※）　②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症　④後縦靭帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症　⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症　⑩早老症（ウェルナー症候群等）　⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症　⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）　⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）　⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険の適用除外施設について

以下の施設に入所（入院）している方は、入所（入院）期間中は介護保険の被保険者にならない場合があります。
詳しくは、区役所高齢・障害支援課または区役所保険年金課までお問い合わせください。

〈該当する施設〉

- ●医療型障害児入所施設　●指定医療機関（医療型児童発達支援の指定病床）
- ●のぞみの園　●ハンセン病療養所　●救護施設　●労災補償法に規定する施設
- ●障害者支援施設（障害者総合支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けている方など）
- ●障害者総合支援法に基づく療養介護を行う病院（療養介護による給付を受けて入院している方に限る）